| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | ファックスモデム | 任意 | ファクシミリと複合機のみに適用 | 0.2 |
| | 無線、無線周波数（ＲＦ） | 任意 | 例：ブルートゥース、802.11 | 2.0 |
| | 無線、赤外線（ＩＲ） | 任意 | 例：IrDA | 0.1 |
| コードレス電話機 | 該当なし | 該当なし | コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、１回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。 | 0.8 |
| メモリ | 該当なし | 該当なし | 画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、ＲＡＭに応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。 | 0.5／ＧＢ |
| スキャナ | 該当なし | 該当なし | 複合機及び複写機にのみ適用<br>例：冷陰極蛍光ランプ（ＣＣＦＬ）あるいは、発光ダイオード（ＬＥＤ）、ハロゲン、熱陰極蛍光管（ＨＣＦＴ）、キセノン又は管状蛍光灯（ＴＬ）技術等のＣＣＦＬではない他の技術（ランプの大きさ、又は採用されているランプ／電球の数に関係なく、１回のみ適用される）。 | 0.5 |
| 電源装置 | 該当なし | 該当なし | 標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力（Pout）が10Wを超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。 | 0.02×（Pout－10.0） |
| タッチパネルディスプレイ | 該当なし | 該当なし | モノクロ及びカラーの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。 | 0.2 |
| 内部ディスクドライブ | 該当なし | 該当なし | ハードディスク及び半導体ドライブを含め、あらゆる大容量ストレージ製品が含まれる。外部ドライブに対するインターフェイスは対象ではない。 | 0.15 |

備考）　追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能のファクシミリ機能を含めた許容値の数は２以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

表５－１　リユースに配慮したコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

| コピー速度（ＣＰＭ：１分当たりのコピー枚数） | 低電力モード消費電力 | 低電力モードへの移行時間 | 低電力モードからの復帰時間 | オフモード消費電力 | オフモードへの移行時間 | 両面コピー機能 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ０＜ＣＰＭ≦20 | ― | ― | ― | ≦５Ｗ | ≦30分 | 推奨 |
| 20＜ＣＰＭ≦44 | ≦3.85×ＣＰＭ＋５Ｗ | ≦15分 | ≦30秒 | ≦15W | ≦60分 | 必須 |
| 44＜ＣＰＭ | ≦3.85×ＣＰＭ＋５Ｗ | ≦15分 | ≦30秒（推奨） | ≦20W | ≦90分 | 必須 |

備考）１　「コピー速度」とは、１分当たりのコピー枚数（ＣＰＭ）をいう。以下表５－２において同じ。両面コピーについてはコピー枚数を２枚と計算する。

大判コピー機を除くコピー機については、Ａ４サイズの用紙を用いた場合のコピー速度とする。また、大判コピー機については、当該機器の最大サイズの１分当たりのコピー枚数を次のようにＡ４サイズの用紙のコピー枚数に換算してコピー速度を算定する。

①Ａ２サイズの用紙は、コピー枚数を４倍すること。

②Ａ１サイズの用紙は、コピー枚数を８倍すること。

③Ａ０サイズの用紙は、コピー枚数を16倍すること。

２　「両面コピー機能」とは、自動的に両面をコピー又は画像出力することができる機能とする。以下表５－３及び表５－５において同じ。

３　「推奨」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることが望ましいことをいう。以下表５－３及び表５－５において同じ。

４　「必須」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることをいう。以下表５－３及び表５－５において同じ。

５　「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。以下表５－２から表５－６において同じ。

６　「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下表５－２、表５－５及び表５－６において同じ。

７　消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則（平成18年１月１日施行）別表第２による。以下表５－２から表５－６において同じ。

８　低電力モードの消費電力が常にオフモードの消費電力を満たす場合は、オフモードを備える必要はない。以下表５－２、表５－５及び表５－６において同じ。

表５－２　リユースに配慮した大判コピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

| コピー速度（ＣＰＭ：１分当たりのコピー枚数） | 低電力モード消費電力 | 低電力モードへの移行時間 | 低電力モードからの復帰時間 | オフモード消費電力 | オフモードへの移行時間 |
|---|---|---|---|---|---|
| ０＜ＣＰＭ≦40 | ― | ― | ― | ≦10W | ≦30分 |
| 40＜ＣＰＭ | ≦3.85×ＣＰＭ＋５Ｗ | ≦15分 | ≦30秒（推奨） | ≦20W | ≦90分 |

表５－３　リユースに配慮した複合機（カラーコピー機能を有するものを含む。）に係る低電力モード消費電力等の基準

| 画像再生速度（ipm：１分当たりの画像出力枚数） | 低電力モード消費電力 | 低電力モードからの復帰時間 | スリープモード消費電力 | スリープモードへの移行時間 | 両面コピー機能 |
|---|---|---|---|---|---|
| ０＜ipm≦10 | ― | ― | ≦25W | ≦15分 | 推奨 |
| 10＜ipm≦20 | ― | ― | ≦70W | ≦30分 | 推奨 |